

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)9月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7章 罰則 第41条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 第42条～第44条 略	第7章 罰則 第41条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 第42条～第44条 略

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### （罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。